

## Aグループ

### 議会

- ・元になる法令＝地方自治法
  - 委員会、会期、定員などの枠組みを定めている
  - それぞれ細かく市の条例
- ↓
- ・違う視点 <参考>協働、多文化共生が加わった
- ・世の中の進化に合わせて補足する性格 ←環境の変化、行政だけではやれない
- ・考え方を整理する
  
- ・10条 市の意思決定機関、市政を監視、政策立案、市民の意思が市政に反映されるよう活動
  - この条文はあった方がよい
  
- ・10条の2項 市民にわかりやすく説明、開かれた議会運営
  - 反対する理由がない
  
- ・11条 議員の責務
  - 当たり前なのでこのままで良い、確認の意味がある
  
- ・ブルーの囲み「議員の責務に協働を」
  - 第4条に入っている
  
- ・ブルーの囲み「議員の責務に情報公開を」
  - 24条、25条に入っている。

### 市政運営等

- ・13条 ブルーの囲み
  - ここまでは追加しなくてよい
  
- ・14条
  - 特に追加するものなし
  
- ・20条
  - このまま

### 条例の位置づけ

- ・「最高規範」という言葉は誤解、迷いを生じさせる言葉かも
  - でも今から変えられないかな？
  - 将来的には変えた方がよいかな？
- ・逐条解説なら市長の判断で変えられる
- ・逐条解説で「安城市の憲法」と言っているが、会社でいう「綱領」の方がわかりやすい。
- ・「最高」という言葉は「一番上」という印象を与える。「いちばん大切」「すべてのよりどころになる」のような意味の別の言葉はないか？「包括的」「基本になる」

### 条例の見直し

- ・改正、変更の手続きは？
  - 特にいらない
  - ↑ ↓
  - わからない(結論は出ず)
  - あった方がいい

## Bグループ

### 議会

- ・条例で議会の責務を押さえつけるように決める必要はない。
  - ↑ ↓
- ・議員は市民の代表なのであって良い、この時点では当然。
- ・市民の代表は何？
- ・議員は市民全体を考えてくれる人を選ぶ。
  - ↑ ↓
- ・「人と人とは利害関係にある」と思っているので、議員が「市民の代表」ということに無理がある。
- ・4章、議会が必要ない。
  - ↑ ↓
- ・10条は当然のことなので、書いてあっても良い。
- ・議会条例ができる以前につくられたので、議会項目は良い。
- ・「議員の責務」の項目は入れたほうが良い。
  - ↑ ↓

- ・10条と同じだから特に話し合う必要はない
- ・この会で言葉のお遊びをしているように感じる。「言葉」にこだわる理由は？この条例が作られてから、何か弊害があったのか？
  - あった。参加条例に19人のパブコメで反対意見があったが、取り入れられなかった。
  - 自治基本条例に反対する意見は無視されている。
- ↑↓
- ・検証した結果、変えなくても良いとなったのでは？弊害があるということの捉え方が違っていませんか？
- ・市民の定義について、具体的な弊害があったのか？
  - 外国人の子どもに日本語教育が開かれている。税金を払っていない人にやっている。
- ↑↓
- ・これって弊害かしら？税金を使って良い、この活動は良いことである。
  - 税金を払っていない人について調べる

#### **最高規範**

- ・新潟市の自治基本条例に「最高規範」はない。
  - ・市の公式な答弁では上下関係はないと言っているので、この項は外してよい。
- ↑↓
- ・お題目だからいいのではないか
  - ・最高規範は法律違反ではない。上下関係を規律するものになると違反になる。
  - ・このままは良くない。
  - ・項目として消すべき。特に2条。または上限関係を規律するものでないと書くべき。「趣旨に配慮し、この条例との整合を図るように努めます。」
- ↑↓
- ・(このままで)いいんじゃない？

## Cグループ

### 議会

- ・第10条 安城市有権者の代表でない市民は×
- ・外人、プロ市民の意見が強くなったら心配
- ・市民の定義変更もしくは自治基本条例廃止
  
- ・市民が意思決定するのは法律違反？
  
- ・10条—2 開かれた議会？→自由な討論に縛りがかかる
- ・開かれた議会は危険
- ・議会は討論すべし
  
- ・11条 議員の責務 研鑽内容の公開
  
- ・守るべきことを明文化することが大事
- ・道徳意識か条例制定か

#### ■ ④議会

当然のことながら、  
まちづくりに議会及び議員は欠かせない存在です。  
なので「自治基本条例には欠かせない存在」と思います。

#### ■ ④議会

「議会や議員さんがまちづくりの担い手ではない」と  
議員や議会が判断されたのであれば、この条項は  
削除された上で、可決されたのではないのでしょうか？

#### ■ ④議会

「まちづくりは、議会や議員さんが  
先頭に立って進めます」という自負を  
持っておられるからこそ、自治基本条例に、  
議会と議員さんに関する条文を規定して可決  
されたものと判断していますが、誤りでしょうか？

#### ■ ④議会

平成26年10月1日から31日までの間に、  
議会から市民に対して、「議会基本条例（素案）」  
の意見募集されています。  
その前文では、「安城市議会は、安城市自治基本条例に  
規定する責務に基づき、市民の意見を市政に反映させる  
活動が求められています。」と自治基本条例と関連付けて、  
その制定主旨を記載しています。  
議会や議員さんが「自治基本条例で議会や議員さん  
に関して定めることを良しとしない」のであれば、  
議会基本条例（素案）の前文の表現は、  
改めるべきではないのでしょうか？

#### ■ ④議会

これまでは、「議会基本条例」が存在しなかったため、  
自治基本条例に詳細を記していますが、  
議会基本条例が施行された際には、  
議会及び議員さんに関する条項は  
「議会基本条例による」の1カ条に  
修正しても良いかも知れません。

#### ■ ④議会

議会や議員さんが  
「議会や議員さんはまちづくりの担い手ではない」  
と判断されるのであれば、議員さん自らが発議し、  
議会で自治基本条例から「議会及び議員に関する条項」を  
削除されては、と思います。

### 市政運営

- ・個人的な問題にどこまで踏み込むか？
- ・教育課題大(教科書)(木陰でゴロリ)
- ・子ども権利条例は危険
- ・子どもは自由、わがまま
- ・大人が人としての基本を教える
- ・北海道の学校では自由すぎて授業できない
- ・町内会、NPO法人をサポートして共存・共栄
- ・住みやすいまちづくりのための行政が大事
- ・市政運営 職員の自発的な取り組み内容の開示

#### ■ ⑤市政運営等

現行の自治基本条例では、市政運営の基本事項のみを規定し、その運用は、個別の条例を定め実施されています。そうしないと、自治基本条例が長文の条例になってしまいます。必要があれば、個別条例、規則又は推進計画を制定するのが良いと思います。

#### ■ ⑤市政運営等

個別の条例、規則、推進計画の制定という意味では、「こども条例」や「文化芸術振興条例」あるいは「文化芸術振興基本計画」などは市政運営の方向を明らかにするため、制定が望まれます。

### 位置づけ

- ・条例には上下関係なし
- ・条例は単独でつくるべき
- ・最高規範 ×

#### ■ ⑥最高規範・条例の位置づけ

条例の位置づけは、条文、逐条解説、平成26年10月15日配布の「第3回安城市自治基本条例検証会議 資料」【最高規範】に記載されている通りと思います。個人的には「最高規範」という表現で何ら問題ないと思います。「最高規範」という意味が、憲法と法律の関係を連想され、誤解を招く恐れがあるというのであれば、「議会基本条例(素案)」第9章補則(その他の条例との関係)第21条に準じた表現を検討してみてもと思います。

## 市民の定義

### 定義

●市民とは日本国国籍を有して  
いる安城市住民

●市民とは安城憲章を  
守る誓いをしたひと

○対象者：(市内に住む者、市内で  
働く者又は学ぶもの及び市内で  
事業又活動を行うもの法人その  
他の団体をふくみます。)

○市民とは地域役員と安城市住民  
3名が市民として認めた人

### ■ ①市民の定義

現行の自治基本条例では、

「市民」と「住民」を明確に区別して使い分けています。

現行規定している「住民」

=市民と市民等とした場合の「市民」に該当

現行規定している「市民」

=市民と市民等とした場合の「市民等」に該当

となります。

又、例えば、現行の「安城市市民参加条例」は、

「安城市市民等参加条例」に

現行の「安城市市民協働推進条例」は、

「安城市市民等協働推進条例」に

これまでに決められた条例・規則・計画・帳票などの

「市民」を「市民等」に改める必要が出てきます。

なお、議会より市民からの意見募集がなされている

「安城さわやかマナーまちづくり条例(素案)」では、

自治基本条例で定める「市民」より更に拡大した対象を

「市民等」としており、この対象者との区別ができなくなります。

### ■ ②市民の権利

行政サービスを受ける権利(第8条)

市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。

「適切な」とは、「それぞれの市民に応じた行政サービス」

ということを意味しており、

住民と在勤市民全てが同じサービスが

受けられるとはしていません。

例えば、「住民」であっても、

「こどものみが受けられる行政サービス」や、

「高齢者のみが受けられる行政サービス」もあることは

ご理解いただけるのではないのでしょうか。

「等しく」とは、「同じ条件の人であれば、

差別してはいけません」という意味であって、

こどもが受けられる行政サービスを、高齢者にも等しく

受けられるということではありません。

それらの詳細を基本条例では定められませんので、

それぞれの行政サービスに

関する個別条例や規則など定められて、

運用されているのが現状はないのでしょうか。

### ■ ③市民の責務

市民の「義務」とはしていません。

あくまで、市民の「責務」としてはいます。

又、自治基本条例には、罰則規定はありません。

努力義務より緩やかな「責務」です。

強制的な条項ではなく、

自発的な市民の意思を定める条項と判断します。